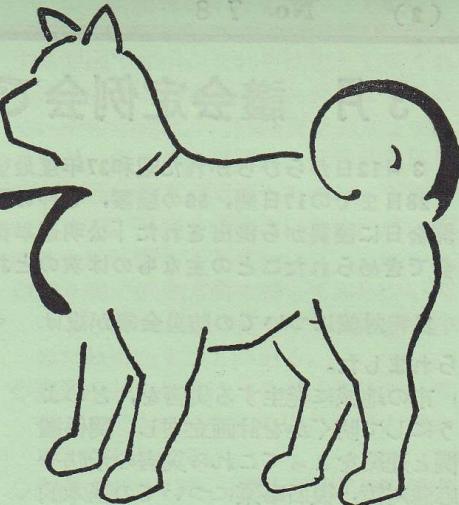


おおだて

4月号

編集と発行
大館市役所



明るい一票でしあわせなくらしを

みんなのしあわせのために

しあわせになりたいということは、だれもがひとしく願うところですが、さてどうすればしあわせになることができるでしょうか。

わたくし達が社会の一員として生活をいとなんてい以上、自分1人だけの力では幸福になることはできません。そこで、みんなが力を合せて住みよい社会をつくるよう努力しなければなりません。

今月おこなわれる知事、県議会議員、市長、市議会議員の選挙ほど、わたくし達の日常生活に密接に結びついている選挙はありません。なぜならば、この選挙によって選ばれた人達が、わたくし達の住んでいる地域の道路をつくり、学校をよくし、産業をさかんにするための方針をたてるからです。

いろいろな事件が発生したとき、「社会がわるい」「政治がわるい」ということをよく耳にしますが、わたくし達は、このような無責任なことを言えるでしょうか。もちろん直接政治を司る人は、首長なり議員達です。しかし、このかたがたを選挙するのは、わたくし達なのです。明るく住みよい社会をつくるためには、私利私欲にとらわれない公正な人を選ぶことが先決問題です。いろいろな仕事をいかにじょうずに、効果的におこなうかは、選挙において、みなさんが誰を選ぶかによってきまるわけです。

地方選挙は、国の選挙とちがい、選挙区もせまく、また身近かな人達が立候補するため、義理や人情にとらわれ、買収等の機会も多くなり、自由な意志で投票することがむずかしいようです。

そこでさけばるのが公明選挙です。これは、有権者の一人一人が、主権者としての自意識にめざめ、他人の指図を受けて自分自身の判断で、どの候補者がわ

たくし達の代弁者として正しい政治をしていくにふさわしい人であるかを選び、最も信頼のおけると思う人に自由に投票するということです。

もれなく投票しましよう

選挙の重要性は、いまさら申し述べる必要はありませんが、いつの選挙でも、ふしきに思うことは、大館市の場合、政治に最も関心のあるべきはずの、20才代の投票率が一番わるいということです。これについては、勤務の都合で投票所へ行くとまがないということも原因の一つに考えられますので、雇用主の理解あるご協力をお願ひいたします。

20才以上の方は選挙権がありますがそれも、選挙人名簿に登録されていないと投票できません。

補充名簿の登録申請期間は

県の選挙………4日～7日

市の選挙………23日・24日

昭和17年12月21日以後に生れた方や、昭和37年6月16日以後に他の市町村からおいでになった方および基本選挙人名簿に登録もれになっている方は、ぜひこの期間内に申請して下さい。

わたくし達は、これから県政、市政を4年間安心してまかせられる正しいり

っぽな人をえらばなければなりません。一人のき権もないよう、みんなそろって投票所へ行き、清い心で一票を投じましょう。

投票日前でも投票できます

投票当日やむをえない仕事等によって市外へ旅行する人や、病気して入院のため投票に行けない人は、投票日前に不在者投票をすることができます。

入院中の患者は……

市内の病院に入院中の方は、次のところであれば、その病院で投票できます。

公立大館病院、労災病院、石田病院

字の書けない人も投票できます

字のかけない人のためには、代理投票の方法があります。当日投票所へ行ってその旨申し出て下さい。

くわしいことは、選挙特報でお知らせしておりますが、なおわからないことがありますたら選挙管理委員会（電話2009番）へ問合せて下さい。

17. **投票日** 30.

知事
県議会議員

市長
市議会議員

3月 議会定例会できめられたこと

3月12日からひらかれた昭和37年度最後の議会は、当初の会期を3日延長して28日までの17日間、56の議案、8件の陳情を審議、採択して終了しました。開会日に議員から提出された「公明選挙都市宣言」が決議されたほか、この議会できめられたことの主なものは次のとおりです。

◇ 災害対策についての防災会議が設けられました。

市の地域に発生する災害を、どのようにして防ぐかを計画立案し、関係機関と連絡をとつてこれら災害の予防や応急対策、復旧事業についての基本的なことがらをさだめる機関で、構成メンバーは

会長・市長

委員・消防長、消防団長、消防署長
警察署長、教育長、地方行政
公共機関の長など

◇ 災害対策本部が設けられました。

防災会議と緊密な連絡をとり、防災計画にさだめられた災害の予防や応急対策を実施する機関として災害対策本部が設けられました。

◇ 災害のとき応急措置の仕事に従事しつけがなどをしたときは、損害補償をいたします。

市の区域内に災害が発生し、または発生する危険がある場合で、市長または警察官が応急措置を緊急におこなう必要がある場合に、その現場にいる人に従事命令を出して応急の仕事を手伝ってもらい、そのために死亡したり負傷、病気をしたときは、その方や遺族に対して損害補償をすることになりました。

損害補償の種類

- 1 療養補償・けが、病気のとき
- 2 休業補償・けが、病気療養のため仕事ができないとき
- 3 障害補償・けが、病気のため身体障害になったとき
- 4 遺族補償・死亡したとき
- 5 葬祭補償・死亡して葬祭をおこなうとき

◇ 消防吏員や消防団員に賞じゆつ金を授与することになりました。

消防吏員や消防団員が自分の災厄をかえりみずに業務を遂行したことにより、災害をうけ、そのため不具廃疾となったり死亡した場合、その功労にむきい、職員や家族の事後の生活の安定をはかり、また安心して職務に従事できるようにするための制度です。

賞じゆつ金の種類と金額

- 1 じゆん職者賞じゆつ金
功績の程度により
50万～100万円
- 2 不具廃疾賞じゆつ金
不具廃疾の程度により
20万～100万円

◇ 罹災救助金を増額しました。

災害救助法の適用を受けない災害をこうむった世帯に対して支給する救助金の給付額を引き上げました

◎住家の全焼、全壊、流失により被害を受けた世帯

○夏期（4月～9月）

1人世帯 3,000円以内

1人増すごとに 500円〃

○冬期（10月～3月）

1人世帯 4,000円以内

1人増すごとに 500〃

◎住家の半焼、半壊または床上浸水により被害を受けた世帯

○夏期

1人世帯 1,500円以内

1人増すごとに 250円〃

○冬期

1人世帯 2,000円以内

1人増すごとに 350円〃

◇ 雪沢に簡易郵便局ができました。

長木の雪沢地区住民から、簡易郵便局設置の要望がありましたので、大館郵便局を通じて郵政省に具申したところ、このほど設置が認められたので

3月30日から店びらきをしました。

○名称 雪沢簡易郵便局

○場所 小坂鉄道茂内駅のむかい

○取扱うもの

郵便、郵便貯金、郵便為替、
郵便振替貯金、簡易生命保険
郵便年金

○取扱時間

午前9時から午後3時まで

土曜日は12時まで

日曜日、祝祭日は休み

◇ 市民税が安くなりました。

地方税法の改正にともない市民税の所得割の税率を引き下げました。

これによると

年間の所得金額

20万円の場合	100円減税
30万円 "	440円 "
40万円 "	880円 "
50万円 "	1,400円 "

◇ 市民住宅へ炭鉱離職者を優先的に入居させるようにしました。

いままで優先的に入居できた引揚者やか婦のほか、不況にあえぐ炭鉱業界のあおりをうけ離職された人も優先的に入居できるようになりました。

◇ し尿処理場の敷地を買受けることができました。

积迦内地区沼館に今年度建設予定のし尿処理場について、敷地予定地の土地所有者との話合いがまとまり買受けることにきました。

◇ 固定資産評価審査委員を選任しました。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の評価について、課税台帳に登録された事項に関する納税者の不服を審査決定するために設けられているもので委員の定数は3名です。そのうち、任期満了になった野口民治郎氏(大館)の再選任と、さきに退職した越前谷儀一氏(积迦内)の後任に奈良忠吉氏(大館)を選任することについて議会の同意を得ました。市の固定資産評価審査委員は、野口、奈良両氏のほか渡部賢司氏(大館)です。

◇ 市民体育館条例ができました。

国民年金の還元融資を受けて、昨年5月から桂城公園に建築中の体育館が一部の付帯工事を残してこのほどできあがりました。完成には、まだ相当時間がありますが、7月頃からは使用できる予定です。使用料は別表(3頁へ掲載)のとおりですが使用については、次のような条件があります。

○使用の許可

体育館を使用するときは、使用日の7日前までに管理者の許可を受けなければなりません。

○使用許可の制限

次のようなときは、体育館を使用できません。

1. 公共の利益を害するおそれがあると認めるとき
2. 建物や附属設備をこわしたりよごすおそれがあると認めるとき

○行為の禁止

使用者や入場者は、体育館において、特別の許可を受けない限り次のような行為をすることは禁止されております。

1. 定員をこえる入場
2. 火気の使用
3. 飲食物やその他の物品を販売したり陳列すること
4. 広告などを掲示したりビラをまくこと
5. 建物や設備をこわしたりよごすおそれのある行為
6. 危険物など他人の迷惑になるような物品を持込んだり、動物を連れ込むこと

◇ 国家公務員の給与が改正になったので、市職員の給与も改正されました。

◇ 昭和36年度の決算(4頁へ掲載)が承認され、昭和38年度の予算(暫定)がきました。

市民体育館まもなく完成

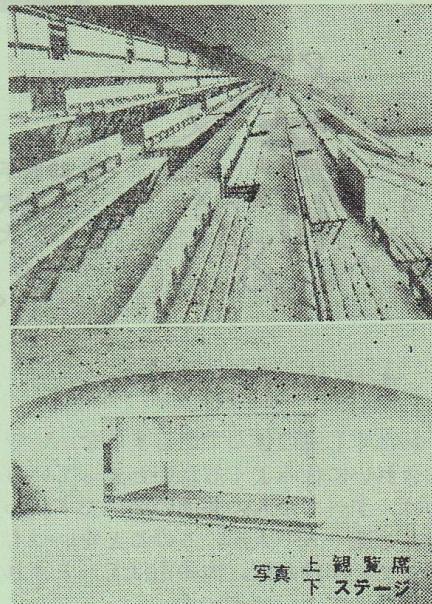
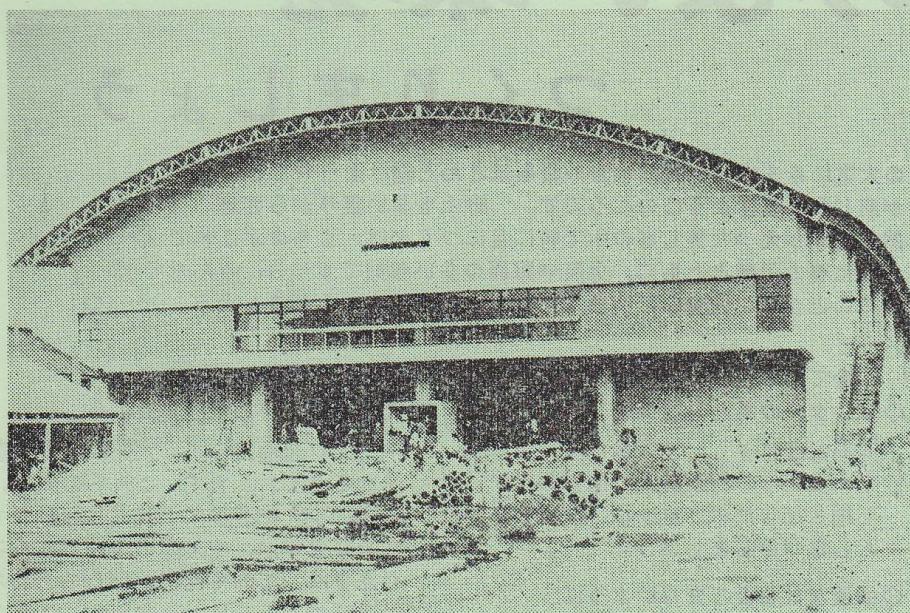


写真 上観覧席 下ステージ

(体育館使用基本料金)

区分	使用時間	(午前) 9時 正午	(午後) 12時30分 16時30分	(夜間) 17時 22時	(昼間) 9時 16時30分	(昼夜間) 12時 22時	(全日) 9時 22時
アマチュアスポーツの場合	入場無料	1.000円	1.200円	1.500円	2.000円	3.000円	4.000円
営利、営業を目的としない場合	入場有料	2.000円	2.500円	3.000円	4.000円	6.000円	8.000円
営利、営業を目的とする場合	入場無料	3.000円	3.500円	4.500円	6.000円	9.000円	12.000円
会議室使用(一室につき)	入場有料	4.500円	5.000円	7.000円	9.000円	13.000円	18.000円
		9.000円	10.000円	14.000円	18.000円	26.000円	36.000円
		300円	400円	500円	700円	1.000円	1.500円

1 土曜日、日曜日および祝日に全館を使用する場合の使用料は、この表の金額の3割増。

2 使用電気料、電話料および暖房費用は、別に実費を徴収します。

3 体育器具その他各種器具の使用料は、1回5.000円以内とし、別に定める金額を徴収します。

今月の納税

固定資産税1期

必ず令書で納めて下さい

納期限
30日

期限内に納めましょう

わたくし達が生活していくうえに必要な共同利益のための共同費用……これが税金です。昭和38年度固定資産税の納税令書を、みなさまのお手元に届けましたから、住みよい郷土をつくるため、ぜひ期限内に最寄りの窓口に納めましょう。

◇15日まで納めると報奨金が交付されます

配布された納税令書によって4月15日までに税金を納めると前納報奨金が交付されます。

◇税金が月賦で納められます

あなたは、税金をもっとらくに納める方法がないものかとお考えになったことはありませんか。そのようなことをご希望している方のために、手軽で便利な納税貯蓄組合へ加入することをおすすめします。この組合に加入して納税準備預金をされれば、納期がきても納税のための資金のやりくりに苦労をしなくてすみます。

もしあなたの近所に納税貯蓄組合がありませんでしたら、10世帯以上がご相談されて組合をつくってはいかがですか。くわしいことは、ご連絡下さればいつでも係員がお伺いし、わかりやすくご説明いたします。

なお、納税貯蓄組合には次のような特典があります。

1、国税、県税、市税とも組合の取扱い状況により補助金が交付されます。市役所では、昭和38年度に140万円を交付しました。

2、納税準備預金は、普通預金より利子が2厘高い。

3、組合関係の帳簿などには、印紙税がかかりません。

納税貯蓄組合についての相談は、市役所收入役室(電話701)北秋田財務事務所(電話993)税務署(電話671)で取扱います。いつでも気軽にご相談下さい。

みんなで住みよい環境を

つくりましょう



まちを美しく

わたくし達の住んでいるまちを、いつもきれいに住みよくしたいと思っているのは、すべての人の共通の願いです。わたくし達一人一人が、このことをいつも考えて心がければ、大館市はもっときれいであってよいはずです。

ところが、現実は、お世辞にもきれいだとはいえません。行楽期に入り、国立公園、十和田・八幡平の観光客を迎える玄関口として、県外のお客さんにも恥かしくない、きれいなまちをつくるため、次のことご協力下さい。

◇ごみは必ずごみ箱へ

ごみを川や水路に捨てている方はありませんか、もしありましたらすぐやめて下さい。捨てられたごみが水路をふさいで洪水になり、家屋や人畜、農作物に害をおぼします。また、川に捨てられたごみは、おそろしい伝染病の発生源にもなります。ごみは必ずごみ箱またはごみ容器

◆ポスターのあとしまつを

選挙もはじまり、これからは、運動会やいろいろの行事が多く催されます。不用となったポスターは、ただちにあとしまつをしまします。

◆公園などをよござないように

花見や運動会などで多くの人が公園などへ出かける機会も多いと思います。みんなの公園ですから、よござないようになし、ちらかしたときは、きれいに



昭和36年度決算

◇一般会計

才 入		才 出	
区 分	金額(円)	区 分	金額(円)
市 税	220.032.546	議 会 費	16.274.638
地 方 交 付 税	136.309.000	役 所 費	83.474.268
公 営 企 業 及 び 財 産 収 入	17.566.473	消 防 費	23.112.629
分 担 金 及 び 負 担 金	3.281.967	土 木 費	43.390.001
使 用 料 又 び 手 数 料	11.356.631	教 育 費	83.284.471
国 庫 負 担 金	89.759.162	社 会 及 び 労 動 施 設 費	95.806.643
県 支 出 金	12.312.164	保 健 衛 生 費	11.902.590
寄 附 金	1.594.096	産 業 経 済 費	45.989.662
繰 入 金	6.707.260	財 产 費	18.333.501
繰 越 金	3.496.180	統 計 調 査 費	385.944
雜 收 入	42.085.718	選 挙 費	1.683.364
市 債	7.300.000	公 債 費	67.384.058
		諸 支 出 金	47.090.814
		予 備 費	0
合 計	551.801.197	合 計	539.112.583

税負担

1世帯当	15.761円
1人当	3.217円

◇特別会計

区 分	才 入	才 出
國 民 健 康 保 険	54.191.673	53.869.997
恩 給 基 金	4.807.477	4.801.921
公 益 質 屋	13.613.821	12.773.226
溫 泉 開 発	4.720.197	23.795.106
大 滝 簡 易 水 道	638.711	637.570
桂城土地地区画整理事業	525.558	463.390
下 川 沿 財 产 区	2.332.435	2.286.650
真 中 財 产 区	1.199.357	122.660
上 水 道	21.581.280	39.984.641

花を植えましょう

雪国の大館でも、4月に入るとすっかり気候がよくなり、たまの日曜日などには、春のやわらかな日ざしの下で、土いじりをしてみたくなってきます。昨年の秋に植えた花の苗や、種まきした花の若芽が、これからすくすくと育っていきます。夏から秋に咲く花を楽しみに、球根の移植や種まきをするのもこれからですのどかな春の日に、あなたも花づくりをなさってはいかがでしょうか。

花は、わたくし達の生活にうるおいと楽しみを与えてくれます。花だん作り、はち植、いけ花やきり花など、アパートや会社の窓辺に色とりどりに咲く花、店舗や一家団らんのお茶の間に観葉植物の一はちなどは、複雑化する社会に生活するわたくし達にはかかせないものになってきたようです。

花を通じて、生活に楽しみを見出し、また他人にもその楽しみを分け合って、とかく無味乾燥になりがちな日常生活にうるおいをもたらす、喜びを与えて明るい住みよい社会をつくろうと、1昨年の国体を契機に「花いっぱい運動」が盛んになって来ました。

これから花づくりは、秋植えのものの手入れと、夏から秋にかけて咲く花の種まきと球根植えですが、その主なものは、アサガオ、ヒマワリ、百日草、コスモス、マツバボタン、ケイトウ類などです。また、大館市では「市民の花」として「菊」が選定されております。11月上旬おこなわれる「菊まつり」で、市内を菊でいっぱいにするため、菊づくりをはじめましょう。

火の用心!!

1年に5.555万円が灰に

春は大火のシーズンです。これは気象的な影響によるもので、この季節は特に空気が乾燥し、また加えて季節風が強く吹きますので大火となる危険が大きいのです。

春先は、冬の間の緊張がゆるみ、火の始末がおろそかになります。全国的な統計からみても、春先の火災が多いところから10日から16日までを防火週間とさせ、無火災運動を展開します。

天気のよい日は、野山へでかける方も多いと思いますがわたくし達の周囲は燃えやすい状態になっていますから、火の扱いには十分注意して火事をださないようにしましょう。

みなさんに注意していただきたいこと
△火災の原因で一番多いのが、子どもの火あそびです。昨年も川口、沼館と2件の大火がありました。いづれも、子どもの火遊びによるものです。農繁期に入り、老人、子どもを留守に田畠へでるとときは、マツチやライターはこ

どもさんの眼のふれないところへ置き日頃から火事のおそろしさを教育しましょう。

△たき火をするときは、バケツに水を用意し、監視人をつけて飛火しないよう見張り、おわったら水をかけて完全に消しましょう。

△タバコの吸いがらによる火災が昨年7件もありました。たかが吸いがらくらいとゆだんしないで、完全にもみ消してから捨てて下さい。

△石油コンロ、ストーブ、煙突、電熱器、アイロンなど、出火のおそれのあるものは、点検してから使いましょう。

△冬用いは、火事の大きくなるもとです1日も早くとり除きましょう。

△火災が発生したとき、すぐ避難ができるよう老人、こどもは一階の安全なところに寝かせるよう心がけましょう。

△火災のさい消防活動のじやまにならないように、道路や消火栓の付近には物を置かないで下さい。

△いざというときのために、いつもバケツ1杯の水を備えましょう。

昨年中に発生した火災の原因別、月別件数は、次のとおりです。

原因別発生件数

原 因	件数
火遊び	14
タバコ	7
コタツ	6
煙突	5
石油ストーブ	3
石油コンロ	3
残漏	3
電線	3
七輪	2
その他	30
計	76

月別発生件数

月別	件数
1	7
2	7
3	10
4	10
5	11
6	3
7	7
8	2
9	2
10	7
11	4
12	6



あき巣、ユスリ、 タカリにご用心

△春眠暁を覚えず!!春ともなりますとあき巣や忍び込み、傷害恐かつなどの粗暴犯罪がふえます。長い冬から開放されたよろこびと、気のゆるみが犯罪を多く

する原因ですが、これらは主としてぐれん隊を背景にしておこなわれることが多く、その手段は、巧妙悪質であります。

また、近ごろの犯罪は、発作的単純型から知能的用意周到型へとかわってきております。被害を受けないためには、次のことに注意して下さい。

△盛り場や飲食店街で酔ってぶらついていると、いんねんをつけられ傷害事件のたねになることがある。

△夜道の一人歩きはなるべくさける。アベックでも暗いところにたたずんでいるとねらわれる。

△商売の取り引き、不動産売買、交通事故などにからんで、おもてむきは合法的な理由を口実にして、暴力的な態度や言動を示すものがある。このような場合は警察や専門家に相談する。

△花見や運動会など家中で外出するときやおやすみになるときは、必ずかぎをかける習慣をつけましょう。

不幸にして被害をうけたときは、どんな小さなことでも、泣き寝入りせず、警察へ届出して下さい。

迷惑を追放しましょう

日頃は別に感じなくても、よく気をつけると、道路や乗物の中、繁華街、公園などはもちろん、家の中でさえ寄附の強要や押売りなどで迷惑を感じることがたびたびあります。

「君子危うきに近寄らず」で、だれもがいやな顔をしながらも、見て見ぬふりをして放任していることから、迷惑をかけている人も、「これぐらいならよいだろう」と考えているのではないかでしょうか。そこで迷惑がちまたにはんらんし、それが無神経、不感症となって小暴力を育て、ぐれん隊をのさばらせていくます。

次のような迷惑は、みんなでなくしましょう。

△道路や公園、川、水路へのごみ捨て

△犬の放し飼い

△みんなの集まる場所で、たん、つばをはいたり、立便をすること

△へいや立札、標識、街燈などをこわしたり、らく書きすること

△道路での遊びや路上にはみ出す看板

△空気銃や花火など危いおもちゃの遊び

△婦女子に対するいたずら、からかい、わいせつ行為

△押売りや寄附の強要

△酒に酔って道路をふらつく

△雑音や騒音

このように、人に迷惑をかける行為は刑法、軽犯罪法などの法律にふれる犯罪行為です。

わたくし達の社会をより明るく住みよくするため、暴力と迷惑行為を一掃しましょう。

引揚者(遺族)給付金を支給

該当者は5月16日までに手続きを

引揚者給付金等支給法が制定されたことにより、次の引揚者およびその遺族に給付金が支給されることになりましたので、該当者は早めに市役所民生課へ申し出て下さい。

1 引揚者給付金もらえる方

- (1) 昭和20年8月15日まで引続き6か月以上外地に居住していて、その後引揚げてきた方。
- (2) 昭和20年8月15日まで引続き6か月以上外地に住所をもついて、応召、入営、応徵、勉学、公用社用で出張、墓参、冠婚葬祭、病気療養、出産などのため、終戦の時内地に滞在中であった方。
- (3) 終戦後外地に残留させられて、昭和27年4月29日以後引揚げてきた方(戦犯者を含む)。
- (4) 終戦後外地で拘禁されて引揚げ、引続き戦犯者として拘禁され、昭和27年4月29日以後釈放された方。

2 遺族給付金もらえる方

- (1) 1にあげた引揚者で昭和32年3月31日以前に内地で死亡された方の遺族のうち、死亡者が死亡の時、満25

国保の被保険者証 がかわりました

4月1日から、国民健康保険の被保険者証が、あたらしい保険証(ねずみ色)にかわりましたから、ふるい保険証は使用できません。

あたらしい保険者証は、すでにみなさまのお手元に届けてありますが、被保険者が記入もれになっていたり、死亡者や転出者または別の健康保険に入っている人が記載されているなど、記載事項にまちがいがありましたら、市民課または出張所へ申し出て下さい。

「一中通り」誕生

4月1日から大館地区に「一中通り」が新しく生まれました。人口の都市集中化で秋田県の人口は、年々少なくなる傾向にありますが、その中で、秋田市と大館市だけが人口がふえております。

最近、市街周辺部、特に一中、城西小学校、商業高校方面の住宅がいちじるしくふえました。

そのうち、今まで神明町に入ってきた一中の附近をこの4月から分離し、新しい町内として発足しました。

この地区には77世帯260人が住み、行政協力員に後藤三四治さんが発令されました。

才以上であった遺族。

- (2) 昭和20年8月15日(ソ連参戦地域では昭和20年8月9日)以後外地で死亡された方の遺族。

請求書、印鑑届など所定の用紙は、民生課に備付けてあります。

5月16日までに請求しないと権利がなくなりますから期限におくれないように手続きをして下さい。

なお、南洋群島引揚関係(強制引揚者海没者、一般殉難者など)の請求手続きその他わからぬことにつきましては民生課におたずね下さい。

住民登録は14日以内に

進学、就職などで住所を変更することが多い時期です。

住民登録は、市の行政事務の重要な基礎資料であるとともに、選挙人名簿、学令簿、予防接種、印鑑登録、住宅の申込みなどに欠くことのできないものです。

まだ届出のすんでおらない方は、いますぐ市役所市民課で手続きをして下さい。届出に要する書類などは、次のとおりです。

届出の事由	必要な書類など
転入 (他の市町村から (大館にきととき)	前居住地からの転出証明、印鑑、米の通帳
転居 (市内で住居が変 (つたとき)	印鑑
転出 (大館から他の市 (町村へ行くとき)	国保の保険証、米の通帳、転出先の住所明示
出生	母子手帳、国保の保険証、米の通帳、印鑑
死亡	国保の保険証、米の通帳、印鑑

山田敬蔵ボストン優勝記念

第11回ロードレース

昭和28年、大館市出身の山田敬蔵選手が、ボストンでおこなわれた国際マラソン大会において世界新記録で優勝したことを記念し、毎年ロードレースを催催してきましたが、今年も、次のとおりおこないますから、多数ご参加下さい。

◆期日 4月21日(日)

◆種目・中学校の部 3キロ

・高校の部 10〃
(定期制は19才未満)

・一般の部 10マイル

◆申込み 4月14日(日)まで、健康診断書(様式任意)を添えて教育委員会へ

就職おめでとう

A君、○○会社への就職おめでとう。長い学校生活を終え新しい職場へ入っていくについて、期待と不安の入り乱れたさぞや複雑な気持で毎日をすごしていることでしょう。

そこで、君より一足先に実社会にとび込んだ僕の体験から学んだこと……「新入社員としてどんな人が仲間から好れるか」について参考までにのべると

- 礼儀作法の正しい人。明るくあいさつできる人。客に対して親切な人。
- 仕事に熱意をもち、研究熱心な人。
- 責任感が強く、言いつけられたことを忘れないで実行し、結果を報告する人。
- 自分の失敗をすなおに認め、責任を他人に転嫁しない人。
- 材料や機械器具工具などを大切に扱う人。
- 常識に富んで、常に勉強する人。
- 不満やかけ口をいわない人。

○ はきはきした人。仕事以外のことにはあまりエネルギーを消耗しないで、職場でエネルギー的に仕事をする人。

○ みだしなみの良い人。あくどいおしゃれをしない人。

以上、気がついたことを若干のべたがこれらのこととは、わたくし達が社会人として生活していくため、また明るい職場をつくるため、だれもが、いつも注意すべきことは十分に知っていることですがなかなか実行できないものです。

前途有望な君が、1日も早く職場の空氣に慣れ、自分の才能をフルに發揮できるよう期待します。

勤務時間変更のお知らせ

冬期間、市役所の勤務時間を30分繰上げましたが、4月1日から5時まで勤務しますからお知らせいたします。